

書面による各団体提出資料 目次

① 国立大学協会	P. 1
② 全国公立短期大学協会	P. 6
③ 全国高等専門学校連合会	P. 8
④ 日本私立小学校連合会	P. 9
⑤ 日本私立中学高等学校連合会	P. 13
⑥ 日本私立高等専門学校協会	P. 15
⑦ 全国特別支援学校長会	P. 16
⑧ 全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会	P. 17
⑨ 全国公立学校施設整備期成会	P. 19
⑩ 全国学校保健主事会	P. 20
⑪ 全国教育管理職員団体協議会	P. 22
⑫ 全国知事会	P. 24
⑬ 全国市長会	P. 27
⑭ 全国町村会	P. 41
⑮ 指定都市教育委員会協議会	P. 46
⑯ 全国町村教育長会	P. 47
⑰ 全国社会教育委員連合	P. 51
⑱ 日本PTA全国協議会	P. 53
⑲ 日本図書館協会	P. 58
⑳ 日本学校体育研究連合会	P. 72
㉑ 日本芸能実演家団体協議会	P. 74
㉒ 日本商工会議所・東京商工会議所	P. 76
㉓ 日本労働組合総連合会	P. 80

「次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について」に対する意見

令和5年1月18日
一般社団法人国立大学協会

貴部会において、次期教育振興基本計画の策定に向けて精力的に検討を進められていることに対して、深く敬意を表する。

第3期の基本計画は、2030年以降の社会の変化を見通して、「教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化する」ことを基本的な方針としたが、これから迎える第4期においては2040年以降の社会を見据えて、予測できる社会の課題や変化に対応して人材を育成するという視点と、予測できない未来に向けて自らが社会を創り出していくという視点の双方が必要であるという複眼的な視点を基本的視座としていることは極めて重要であり、次期基本計画の策定により、危機の時代に対応した効果的な人材育成を進めるものとなることを強く期待するものである。

国立大学協会としては、令和3年6月に社会発展に貢献するこれからの国立大学の教育・研究・運営について「第4期中期目標期間へ向けた国立大学法人の在り方について一強靱でインクルーシブな社会実現に貢献するための18の提言」を発出し、国立大学の基本的立場の一端を示したところである。この度の本審議経過に示された基本的内容については、概括的には賛同するとともに、わが国の高等教育を担う中軸として、以下の意見を述べることにする。

1. 基本的方針に関して

(1) レジリエントな社会における個性を発揮できる人材育成という観点について

本審議経過では、不安定で予測困難な未来を前提に、持続可能なウェルビーイングな社会の人材育成を目指すことが示されているが、その未来社会が危機に対する強靱さ（レジリエンス）を備えていることが重要であり、それにより持続可能なウェルビーイングな社会に向けて人材の育成が可能となる。とりわけ、高等教育においては、Society5.0をけん引する人材の育成を目指すものであることから、超スマート社会自体のレジリエンスの確立を見据えた教育を実現する必要がある。そのためには、個々の人材が社会と向き合いつつ、それぞれの個性を伸ばさせることにより、総体として持続的で個人と社会のウェルビーイングが発展していくことが必要である。本審議経過では、持続可能性とウェルビーイングを中軸とする「社会」という方向性は明確に打ち出しているが、その中における個の育成の視点がやや弱いように思われる。また、社会全体にとってのウェルビーイングと個人にとってのウェルビーイングは分けて考えることが必要である。

確かに予測困難な社会の到来の中での人材育成においては、社会自体の発展を目指すことが不可欠ではあるものの、社会は個人の集合体であり、その発展は個人が担い進めていくものであるから、西洋型の個ではない日本型の個の実現を目指すことをより強調するべきである。現在の審議経過の中では、この点が弱いように見受けられる。とくに学修者本位の教育を強調しているところであり、とりわけ個が自己の人格や価値観を確立していく時代である高等教育において、日本型の個の育成の視点をいっそう強調するべきであると考ええる。

国立大学においても、法人化以後、特に第3期中期目標期間以後は各大学の個性を生かした教育・研究を進めてきているところ、その中における個の育成は各大学の基本的なスタンスである。初中等教育で育まれる日本社会に根差したウェルビーイングを実現する重要なステップとしての個人の尊重と個性の伸長が強調されてこそ、持続可能な発展が可能となる。本審議経過の中で指摘されているイノベーションやアントレプレナーシップは、まさに既存の社会にとらわれない新しい発想と行動が中軸となることから、「個」や「個性」を重視した人材育成をより強調することは必須であると考ええる。

(2) 目標達成の目安としての「指標」の設定について

本審議経過においては基本方針を示したうえで、次期の計画を進めていくために①教育政策の目標、②基本施策、③目標の進捗状況を把握するための指標を示すこととしている。このうち、目標と基本施策については総体的に適切なものである。しかし、指標については疑問無しとしない。

一定の指標を設けることにより、目標の達成を図るという考え方に一理はある。しかしながら、現実には「指標」があるために「指標」を達成することが目標となってしまう、さらには指標が目標達成に関する評価に使われることによって、本来の目標や施策の意義が忘れ去られてしまうことが危惧される。国立大学においては第3期中期目標期間で指標の有用性ととも弊害がつとに指摘されたところである。

なお、指標を設定するとしても、本審議経過に示されたような内容の指標については、外形的・表出的なものにとどまり、真の意味の達成度を測ることは難しいと考える。ここで示されているものは、基本的に定量的なものであり、これらの指標でもって教育の目標や施策の成果や進捗度が完全に測れるものではない。教育は一人一人の個性を尊重し伸長させることが基本であり、数量的基準で示すことのできる側面は限られている。したがって、何らかの指標が必要であるとしても、それは定性的なものが含まれるべきである。とりわけ高等教育レベルでは、各個人の能力が開花し伸長していく時代であり、個別能力や個性の伸長を測ることが重要である。これは定量的な指標では表すことのできないものであり、定性的な物差しを考案す

ることが必要である。

(3) 「文化」の側面について

教育は、その国・社会の文化の基盤であり、また文化の発展の原動力である。しかしながら、本審議経過においては、わが国や社会の発展と教育の役割は述べられているにもかかわらず、教育と文化の関係についてほとんど言及されていない。わが国社会の特徴である「調和と協調」を基礎としたウェルビーイングは、まさにわが国社会の文化そのものであると考える。変化の激しさや予測困難さを内包する社会において、筋の通った教育を構築し実施していく基礎は文化にあり、また文化自体が教育によって発展していくという相互性のあるものであるから、次期の教育振興計画においても文化の位置づけと教育との関係性に十分注意を払うべきと考える。

2. 「IV. 今後5年間の教育政策の目標と基本施策」について

(1) 高等教育における研究環境整備の刷新と支援の必要性

高等教育においては教育と研究は密接に結びついており、とりわけこれからの新しいかつ予測困難な社会においては多様で深い研究が必須である。「目標12」において教育研究基盤の強化が述べられ、またとりわけ「目標5」のイノベーション人材育成や「目標11」の教育DX推進やデジタル人材育成は直接に世界の研究レベルと直結しているが、本審議過程全体としては、研究環境の整備やそのための国の施策について十分に言及がないように思われる。

特に国立大学においては運営費交付金の拡充と安定化を求めているところ、なかでも若手人材の育成への支援、ジャーナル等の学術情報流通の保証等、国の行うべき対応がなお必要な部分が少なくない。またこれからの社会においては、研究は理工系及び人文社会系等全ての分野において不可欠であり、かつ多様性が求められる。それによってこそ、社会課題解決と未来社会の構想力・社会規範力を醸成する「総合知」が育成される。

このような観点から、次期教育振興基本計画においても、大学に対する研究基盤整備が強調されるべきであると考ええる。

(2) グローバル人材育成の推進について

グローバル化の推進については、日本におけるグローバル化という視点のみならず、諸外国の大学における国際化の動向を踏まえることが重要である。

以上を踏まえ、教育研究の国際化の推進に向け、国際連携教育課程制度（ジョイント・ディグリー）導入を更に加速化するためには、質の保証を担保した上での設置基準の弾力的運用とともに、既に国際連携専攻を設置している研究科等が追加で

ジョイント・ディグリープログラムを実施する場合の手続き省略化等の規制緩和が必要である。

また、高度外国人材確保のためには、日本語教育機関の充実のみならず、大学生生活や研究生生活、日本国内の研究機関や企業等で活躍するために必要となる高度な日本語教育の充実も必要である。大学における日本語教育の質をより担保するため、教育関係共同利用拠点（留学生支援施設）の拡大等、複数大学の連携による、より多様で高度な日本語教育の充実が必要である。

(3) 教育研究の場としての環境の充実

社会の中の国立大学として高めるべき教育機能として、リカレント教育の充実がある。現代の少子高齢化社会において質の高い人材育成を行っていくためには社会人の学びなおしの機会を提供するリカレント教育は極めて重要である。しかし、一般に大学の教育は、入学試験に合格して入学してきた学生を中心としてきており、リカレント教育は新たな教育任務であって、そのための場所や教育人員、体制が必要であり、産業界との連携が不可欠である。さらに学修を望む社会人個人に対する経済的支援、学習後の出口の充実も必要である。この点をリカレント教育については明記して、社会全体としてリカレント教育の推進を支援しなければならない。

また、この度まとめられた修学支援新制度についても、中間所得層への支援拡大自体は高く評価するべきものであるが、なお対象が限定されており、今後はさらなる対象者の拡大を進める必要がある、また、きめ細やかな効果の検証や社会への情報発信が重要である。これによって初等教育から高等教育までのきめ細かな教育全体の発展が可能と考える。

さらに、教育研究の場としての施設の充実と老朽化対策は欠かせない。もはや、教育は場所でなく内容である、という時代ではない。快適で充実した教育研究施設・設備の下で行われる教育研究こそ、新しい時代の新しい発想による新しい社会の構築を導くことができる。この点は特に強調しておきたい。

(4) 教育研究の質向上に向けた基盤の確立について

教育基本法に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定される教育振興基本計画において、国立大学法人運営費交付金の確実な措置に対して言及されていることは重要である。しかしながら、その配分の具体的在り方については問題が多く、教育振興基本計画の性格上、その配分の点についてまで言及することは馴染まないため、削除すべきである。

また、外部資金の獲得を含む自主財源の確保が求められているが、各国立大学法人がその特性を生かした教育研究を推進し、挑戦的試みを実現するには寄附税制や

出資事業等、民間資金の導入に関わる様々な規制について大幅な緩和措置が重要である。この点も将来の教育計画における社会の関与の観点から、計画に盛り込まれる必要があるだろう。

以 上

令和5年1月17日
全国公立短期大学協会

「次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について
(報告)(案)」(基本計画部会 第12回会議資料1)への意見

【69 ページ】についての意見

目標15「安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保」

【基本政策】

○学校施設整備

「・公立学校について、安全・安心を確保しつつ新しい時代の学びを実現するため、計画的な長寿命化改修等を通じて、教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備を推進するとともに、非構造部材の耐震対策や、避難所ともなる学校施設の防災機能強化や水害対策等を図る。」

との記載について、

意見その1

目標15のタイトル「…児童生徒等の安全確保」は、大学生の安全確保も含まれていると考えますので「…学生・児童生徒等の安全確保」としていただきたいと考えます。

意見その2

「・公立学校」には公立短期大学も含まれると思料しますが、一方、この節において「国立大学等については」との記載があることの並びで「公立大学・短期大学を含む」ことを明記していただきたいと考えます。

これは、文部科学省の「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引き」(平成27年4月)においてはその適用範囲が幼・小・中・中等・高・特支学校に限定されていることから、本・基本計画では公立大学・短期大学が含まれていることを明らかにする必要があると考えるものです。

学校施設の老朽化対策は平成30年の第3期教育振興基本計画でも言及されておりましたが、公立短期大学においては依然として深刻であり教育の基盤整備のための喫緊の課題であることを申し添えますとともに、併せて、国の支援についても計画に盛り込んでいただきたくお願いするものです。

< (素案) の関連部分の抜粋) >

<令和5年1月13日(金曜日)基本計画部会 「資料1」69ページ関連部分抜粋>

目標15 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保

学校施設について、安全・安心を確保しつつ新しい時代の学びを実現するため、教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備等を進めるとともに、教材、学校図書館、社会教育施設等の学校内外における教育環境を充実する。また、私立学校の教育研究基盤の整備を推進する。さらに、子供たちが安心・安全に学校生活を送ることができるよう、学校安全を推進する。

【基本施策】 ○学校施設の整備

・公立学校について、安全・安心を確保しつつ新しい時代の学びを実現するため、計画的な長寿命化改修等を通じて、教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備を推進するとともに、非構造部材の耐震対策や、避難所ともなる学校施設の防災機能強化や水害対策等を図る。国立大学等については、第5次国立大学法人等施設整備5か年計画を踏まえ計画的な老朽化対策や大学等の機能強化、共創拠点化を支える基盤整備等を着実に実施する。私立学校については、耐震化の早期完了、非構造部材の落下防止対策等の防災機能強化及びバリアフリー化などの施設の高機能化等を推進する。

2023.1.16

(一社) 全国高等専門学校連合会

「次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について（報告）」

（令和5年1月13日）に関する意見について

○P46「高等専門学校の高度化」3～4行目

以下の下線部分を追記願いたい。

「……アントレプレナーシップ教育の充実、コンテスト系大会などを通じた実践の場の提供及び大学との共同教育プログラムの構築や、……」

○理由

高専教育においては、正課の授業に加えて、課外活動などオプション的な活動が高専教育を補完してきた現実を踏まえ、コンテスト系大会に係る記載の追記を要望するものである。

令和5年(2023)1月18日

日本私立小学校連合会

会長 重永睦夫

意見書

中央教育審議会 教育振興基本計画部会の報告について

はじめに

表題につきまして意見書提出の機会を与えてくださいましたことに感謝申し上げます。

また、表題基本計画部会の第11回会合(令和4年12月12日)をオンライン視聴の機会を得ましたことに御礼申し上げます。これまで部会審議が精緻に行われてきたことがうかがえ、大変有意義でございました。

部会報告案を拝読しますと、16にも上る目標の設定、その目標の順番の入れ替え、また語句の選択や語順の配慮、それらが綿密に検討された跡が分かり、敬意を深くいただいた次第です。文科省の若い職員の皆さまが自主的・主体的に「ジキコン」(次期教育に向けた懇談会)に結集して日本の教育の未来について議論をふかめておられることも報告されましたが、大変心強いことであり、これまた敬服申し上げる次第です。まず以上を申し述べまして、以下、意見を述べてまいります。

一、 教育振興における基本的な「構え」について

最初に申し上げたいことは、第11回部会でも委員の先生方がおっしゃっていたことですが、部会報告書において、国家・社会に対して「教育こそが社会を切り開く」「教育こそが社会を牽引する」というメッセージを強く打ち出していきたいということです。

日本は資源小国という宿命のなかで人材を最重要資源として発展してきました。また世界にも寄与してきました。その宿命はこれからの時代も変わらないわけですから、教育を最重要課題にするという「構え」が極めて大事だと思います。ここ二三十年、それが国家、社会から欠落しているが故に、教育・科学・文化の予算を大きく伸ばすことに結びつかないのではないかと憂慮しております。

私どもは、「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会にも意見書を提出しましたが(令和4年10月3日)、その冒頭でも、次のように申したところでございます。

〈教育には大変な費用がかかりますが百年の大計である以上、費用を惜しまぬ国家であることを願います。教職員の人件費だけでも、兆をはるかに超える単位の金額となっておりますので、増額は決して容易なことではございませんが、百年投資と考えると抜本的改善をお願いします。〉

教育振興基本計画部会の「教育をめぐる現状と課題」の個所において、学制150年が想起され、少子化・人口減少や高齢化、精神的豊かさの重視=ウェルビーイングを始めとして多くのキーワードがあげられています。それらは私どもも共通認識とするところで、大いに意を強くするところであります。それだけに、教育・科学・文化を「国家百年の大計」

と位置づけ、最近では考えられないほど大きな国家予算割合とすべきだと、力強いメッセージを出していただきたいと思います。

日本私立小学校連合会は十年ごとに「教育宣言」をまとめておりますが、「2020年代の教育宣言」では、学制150年に触れつつ、「一年樹穀 十年樹木 百年樹人」(管子)という文言を盛り込み、私どもが携わっている小学校において百年先を見越した教育をしようとする共通目標を立てただけでございませぬ。全国の小学校教員の背中を今まで以上の財源措置で激励していただければと存じます。

二、 私立学校振興助成法第四条と第九条の改正で私学助成の大幅な飛躍へ

先の第二次大戦後、法律の整備によって私立学校を公教育に携わる学校と位置づけ、昭和50年の私立学校振興助成法の制定によって、私どもを含めて私立学校への公的助成は大きく切り開かれました。その経緯をはじめその後の助成拡充に対する感謝の気持ちは言葉を尽くせませぬ。しかしながら、爾来半世紀になろうとしている今日にあっては、私学助成の拡大のために乗り越えなければならない壁があると思っております。

小中学校すべての児童・生徒に一人一台のタブレット端末を支給するギガスクール構想は私立小学校も対象とされたことに感謝申し上げますが、しかしながら費用としては私立は公立の2分の1助成と限定されました。これは、私立学校振興助成法の第四条に「二分の一以内」と定められているからだと思います。また同第九条にも「その一部を」という定めが見られます。(以下条文の下線は筆者)

第四条 国は、大学又は高等専門学校を設置する学校法人に対し、当該学校における教育又は研究に係る経常的経費について、その二分の一以内を補助することができる。

2 前項の規定により補助することができる経常的経費の範囲、算定方法その他必要な事項は、政令で定める。

第九条 都道府県が、その区域内にある小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校又は幼稚園を設置する学校法人に対し、当該学校における教育に係る経常的経費について補助する場合には、国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。

ここに、「満額以内」とせず、「二分の一以内」と定めたのは、日本国憲法第八十九条に抵触しないための知恵と工夫であったと承知しておりますが、爾来半世紀にわたって私学助成が私立学校の発展と公教育へ貢献したことを評価すれば、今こそ、二分の一を超えないことにこだわらず、大きな助成へと道を開くために、上記第四条と第九条の下線部(二分の一以内、その一部)を削除する改正が重要であると思っております。

※ 日本国憲法第八十九条（公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。）

少子化のなかで、教育振興基本計画部会が、公立学校と同じように私立学校も数を減じて良いのだと判断しておられるとすれば、それは大きな過ちにつながると思います。

そのことについて、私ども私立小学校を例にして叙述いたします。

三、 私立小学校の位置づけについて

うちつづく少子化のなかで、私立小学校も例外ではなく児童総数が減少しており、経営が圧迫されている学校も出てきていますが、私立小学校の学校数に焦点をあてると、その数は、全国において増えております。

西暦 2000 年 172 校→西暦 2010 年 213 校→西暦 2020 年 240 校→西暦 2022 年 243 校

このことは、創立者と建学の精神を有し、特色ある教育を進める私立小学校に対する国民の期待が膨らみつつけている証です。私立小学校は、学制 150 年を迎える近代日本教育の大きな牽引力となってきたことを国民の皆さんが理解しているからだ、私どもは自負しております。明治 5 年「学制」制定直後の小学校設置に私立小学校が果たした役割は少なくないものがあります。その後、富国強兵策のなかで画一的な教育が普及したのに対して、近代教育の児童観に根差した児童中心の学校が望まれたとき多くの先達によって私立小学校が創立され、国民の希望に沿うとともに、公立小学校の教育にも影響をあたえる教育理論と実践を編み出してきたのが私立小学校でした。

令和 2 年の中教審答申において「全人教育」の語がつかわれていますが、これは、大正 10 年（1921）の「八大教育主張講演会」において小原國芳が提唱した教育観です。いうまでもなく小原國芳は成城学園小学校（現初等学校：創立者澤柳政太郎）の創立にかかわり、玉川学園を小学校から創立した私学の大先達です。この小原國芳や澤柳政太郎に限らず、私立小学校は戦前から、日本の教育をリードしてきました。今日公立小学校でも実施されることとなった英語教育（外国語教育）は私立小学校は戦前から進めており、その蓄積は膨大なものがあります。体験学習が人間形成と知識の定着や文化の継承にいかにか重要であるか深い認識をもって、それらを豊富に編み出し展開してきたのも私立小学校です。その観点から私立小学校の修学旅行は学校ごとに特色のあるものとなっておりますし、昨今のプログラミング教育においても体験が極めて重要であるため早くから取り組んできたのも私立小学校です。同様に私立小学校が ICT 教育の整備に努め、コロナ禍にあって児童の教育を止めないために大きな力を発揮し保護者の信頼を増したことについては、いろいろな方が語られているところです。最近、公立の学校においても取り入れられるようになってきた学校種を超えて行われる一貫教育は（小学校から中学校・高等学校、そして大学へ）

私学が開発したものです。

以上、例題としては一部ですが、このように私立小学校は現代において絶対数は少なくても日本の公教育におよぼしている影響力は極めて大きなものがあります。そのことに深い理解をいただいて、私立小学校は時代の先端を担い、各種の創造的な教育実践を開発し、児童の能力・個性を伸ばす学校群と位置づけていただければ幸甚です。

そうすれば、私立学校に対する助成は「二分の一以内」という制約は取り払い、公立の学校と同じように学校経営の全額を公費によってまかなう、あるいはもっと進んで、先端教育に対する期待費用の特別助成すら行われて良いのではないかと思考する次第です。

結び

以上、中央教育審議会 教育振興基本計画部会の報告につきまして、日本私立小学校連合会会長の立場から意見を申し述べました。同報告の詳細な内容について一つ一つのコメントはしておりませんが、同部会並びに文科省の皆様の取り組みの総体に対して敬意を表しておるのは冒頭に述べたとおりであります。

ここでは私立小学校にかかわって、次期教育振興基本計画として重視していただきたいことを述べさせていただきました。何卒よろしくお願い申し上げます。

以上

中央教育審議会教育振興基本計画部会
部会長 渡邊 光一郎 様

日本私立中学高等学校連合会
会長 吉田 晋



中央教育審議会教育振興基本計画部会に係る意見

1. 次期教育振興基本計画の策定について

- ・「次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について(報告)」(素案)では、今後5年間の教育政策の目標と基本施策、指標候補が示されているが、次期教育振興基本計画(以下、次期計画)が確実に実行されるためには、基本施策や指標についてその実施主体を明らかにし、数値目標や達成時期を示すとともに、進捗管理を適切に行えるよう工程表の作成、定期的なフォローアップを行う必要があるのではないか。また、私立学校が実施主体となる基本施策や指標については、国および地方自治体による財政的支援がなければ実現性に乏しいことから、予算措置についても記載すべきである。
- ・「教育振興基本計画部会(第2回)」(令和4年5月)の資料「第3期教育振興基本計画の進捗状況等について」では、例えば「目標(18)安全・安心で質の高い教育環境の整備」に関しては「私立学校の耐震化等は着実に進んでいるものの、未だ課題が残る状況」とされているが、具体的な課題や対応策は示されていない。こうした第3期基本計画で達成できなかった目標や課題については、放置することなくその対応策を次期計画において具体的に示す必要がある。
- ・中央教育審議会や各部会・分科会等において、具体的な方向性が取りまとめられた内容について、次期計画との関係が不明確であることから、その関係性を次期計画において記載すべきである。また、地方自治体ごとに達成状況に差が生じないように、国において進捗管理等を行う必要がある。

2. 私立学校の振興について

- ・私立学校の振興については、第1期教育振興基本計画から第3期教育振興基本計画において、いずれも基本的方向性や基本施策の一つとして位置づけられてきた。
- ・現在、少子化が急速に進行し、また「人への投資」が謳われる中、多様な教育の提供が一層求められており、特色ある教育を実践する私立学校の役割や存在意義はますます大きくなっていることから、私立学校の振興については各目標・各基本施策内の断片的な記述とするのではなく、次期計画においても、引き続き基本的な方針等において「私立学校の振興」を掲げるとともに、その目標や基本施策、指標を具体的に記載すべきである。

3. 各基本施策について

①大学入学者選抜改革(目標1関連)

- ・「大学入試のあり方に関する検討会議 提言」(令和3年7月)では、各大学の個別試験や総合型・学校推薦型選抜において、「自らの考えを論理的・創造的に形成する思考・判断の能力」や「それを的確に、更には効果的に表現する能力」の評価を推進することや、「読む、書く、聞く、話すの総合的な英語力」の評価を推進することとさ

れ、そのための推進策が示されたところであり、これらの推進策が確実に実施されるよう、次期計画において明記すべきである。

- ・外国語教育の充実(目標4関連)については、教師の英語力向上や外国語指導助手(ALT)配置数等を指標とすることで、学校指導体制の充実を図っていく必要がある。

②高等学校通信制課程の質の確保・向上(目標7関連)

- ・広域通信制高等学校に関しては、一部の学校において違法・不適切な学校運営や教育活動が行われている事例が見受けられることから、これまで累次の関係法令の改正等が行われており、令和5年4月1日からは「高等学校通信教育規程」が改正され、収容定員を240人以上としていた下限規定を撤廃することや、少なくとも生徒数80人当たり教諭等が1名以上必要であること等が規定されることとなっている。
- ・通信制高等学校の質を確保・向上させるためには、こうした改正事項への各学校の対応状況や所轄庁の指導監督の実施状況等を次期計画の指標とし、国において継続的に調査等に取り組み、その結果を踏まえて積極的に改善を図って行くべきである。

③1人1台端末の活用(目標1.1関連)・ICT環境の充実(目標1.2関連)

- ・学校における「1人1台端末」の整備は、義務教育段階においては、公立学校では令和2年度末で整備がほぼ完了したのに対し、私立学校では補助率及び補助対象が実態と大きくかけ離れていることなどにより、整備が十分に進んでいるとは言えない状況にある。
- ・「児童生徒1人1台端末水準維持(教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数)」が指標候補として挙げられているが、私立中学高等学校に通う生徒における水準が改善されるよう、財政的支援も含めた指標の設定・進捗管理等を行う必要がある。

④教育費負担の軽減に向けた経済的支援(目標1.3関連)

- ・私立高等学校等の就学支援金制度については、「施設整備費等」が支援の対象外とされているなど、その内容は私立学校の学納金の実態にそぐわないままであり、また、支給金額については年収590万円を境に大きな格差が生じている。
- ・高等学校等の就学支援金に関しては、「基本的な方針」において「今後、教育未来創造会議第1次提言の内容を踏まえ新たな時代に対応する学びの支援の充実を図ることが求められる」とされているが、目標1.3及びその基本施策・指標には関連する記述がないことから、高等学校等就学支援金支援の充実を図るための具体的な方策を記載すべきである。

⑤学校施設の整備(目標1.5関連)

- ・基本政策では公立学校に関する記載が主であるが、私立学校施設についても、生徒の安全・安心を確保する必要がある。また、災害時には地域の避難場所としての役割を果たしていることから、耐震対策や防災機能強化等を図る必要がある。
- ・私立学校の耐震化等については、「第3期教育振興基本計画の進捗状況等について」で「未だ課題が残る状況」とされたところであり、残された課題が解消され、私立学校の耐震化等が推進されるよう財政的支援を含めた基本施策・指標を明記すべきである。

以上

次期教育振興基本計画（審議経過報告）に関する意見

令和 5 年 1 月 1 8 日
日本私立高等専門学校協会

中央教育審議会教育振興基本計画部会において、次期教育振興基本計画の策定に向け、ご尽力いただいていることに対し敬意を表します。

このたびの審議経過報告について、私立高等専門学校の視点から意見を述べさせていただきます。

記

1. 我が国の高等教育に対する公財政支出は、OECD 諸国の平均と比較し低い状況であります。実践的・創造的な技術者の養成を行う高等専門学校教育の充実を図るためには、私立高等専門学校への一層の財政的支援を特に要望いたします。
2. 学生の学びの充実に関しては、奨学金、授業料減免や支援金等の経済的支援が重要であり、特に私立学校ではこれらを最大限に利用して学生・家庭の負担を軽減する必要があります。現在でも十分とは言えず、更に充実した支援を期待します。
また、高等教育の修学支援新制度では機関要件の厳格化が行われますが、私立学校の価値は定員充足率だけで図られるものではなく、地域産業や日本全体の産業界に優れた人材を輩出する大きな役割を担っています。機関要件の厳格化により、学生の学ぶ機会が奪われることのないよう強くお願いいたします。
3. 日本型教育の海外展開や高等専門学校の国際化の推進を図るため、高等専門学校制度の弾力的な見直しを期待します。特に留学生や帰国生の受入れを促進するための“入学・編入学時期の弾力化”、並びに卒業生に対し国際通用性のある“学位の付与”が望まれます。

以上

令和5年1月18日

次期教育振興基本計画に関する意見

全国特別支援学校長会
会長 市川 裕二

目標4 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂

○特別支援教育(病気療養、医療的ケア、学校施設のバリアフリー化を含む)について

「・障害者権利条約や障害者基本法等に基づき、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごすための条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備により、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進める」とあり、「インクルーシブ教育システムの構築に一層取り組む」から、「実現に向けた取組を一層進める」に改定されているが、「構築」と「実現」のに違いが分からない。

昨年9月、国連障害者権利委員会より、我が国に対する総括所見が公表された。そこには「分離教育をやめる目的での、国の豪行動計画を立案する」とも理解できるような強い要請が示されている。一方、我が国の方針は、上述の「障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごすための条件整備」と、「一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備」の両輪をすすめていくことだと理解している。

であるならば、我が国のインクルーシブ教育システムは、この両輪で成り立っているため、例えば「インクルーシブ教育システムの確かな構築のため、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごすための条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備の両輪を確実に進めていく」など、今後、何を進めるかを明確に記載すべきではないかと考える。

2段目の「その際」以降には、就学先の決定と通級による指導などの支援や指導に係る内容が併記されている。しかし、「本人や保護者の意向を最大限尊重した適切な就学先決定の促進」はインクルーシブ教育システムの実現に向けた極めて重要な観点であるため、「指導支援のあり方」とは別の項目として記述すべきである。例えば、「就学相談の充実」の観点を加えて、「本人や保護者の希望の聞き取りを踏まえた合的配慮の提供などの就学に向けた合意形成を確実にいき、本人や保護者の意向を最大限尊重した適切な就学先決定を促進する」などの記述が考えられる

中央教育審議会教育振興基本計画部会 様

全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会
会 長 喜多 好一

「次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について」(報告)への意見

中央教育審議会教育振興基本計画部会において、次期の教育振興基本計画の策定に向け、精力的にご審議を進められていることに対し敬意を表します。

本協会は、全国の小中学校で特別支援学級や通級指導教室を設置している約80%弱の学校長が会員となって、特別支援教育の充実、発展に向けて活動しています。今回、審議を深めるにあたり、本協会として特別支援教育に関わる計画に対して意見等を述べさせていただきます。ご高配を賜われれば幸いです。

Ⅱ. 今後の教育政策に関する基本的な方針

1 総括的な基本方針について

総括的な基本方針として「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げ、両者は今後我が国が目指すべき社会及び個人の在り様として重要な概念としています。特別支援教育においてもこの方針は重要です。特に障害者が精神的、身体的、社会的に幸せな状態で、自立と社会参加が得られれば、持続可能な社会の強力な担い手となると考えます。

学校における特別支援教育には、障害のある児童生徒が将来、社会で自らのよさや可能性を存分に発揮し、地域や社会の一員として役割を担える存在を目指すことが求められると考えます。このような視点で、目標7(P50)の基本施策「特別支援教育の推進」の追記をお願いします。

2 5つの基本的な方針について

「②誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」

P15に記載のある「共生社会の実現に向けた教育の考え方」は、特別支援教育の目標でもありますので、全面的に賛成し、強く推し進めてほしいと思います。

特に、次の点は学級教育の根幹をなす考えと捉えています。

学級には発達障害のある子供を含めて多様性を有することもが多数在籍しています。そのこともたちに対して「誰一人取り残さず、相互に多様性を認め、高め合い、他者のウェルビーイングを思いやることのできる教育環境を個々の状況に合わせて整備することで、つらい様子の子供が笑顔になり、その結果として自分の目標を持って学習等に取り組むことができる場面を一つでも多く作り出すこと」ができる教師の育成が急務となっています。

さらに、支援を必要とする子供やマイノリティの子供の他の子供との差異を「弱み」として捉えて支えるだけでなく、持っている「長所・強み」に着目し、可能性を引き出して発揮させていく視点（エンパワメント）、一人一人のニーズに合わせた教育資源の配分を行うという「公平、公正」と「多様性」、「包摂性」(DE&I)の考え方は、全ての学校で共有すべきものと思います。

P50の「目標7 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂」の前文に加筆していただけるとよいと考えます。

IV. 今後5年間の教育政策の目標と基本施策

「目標7 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂」

基本施策の「特別支援教育の推進」に記された内容踏まえて、p55の「指標候補」に追記が必要であると思います。以下、指標例となります。ご検討ください。

- ・通常の学級に在籍する特別な教育的な配慮を必要とする子供の状態等に応じた適切な指導や必要な支援を実施した学校の増加
- ・障害者理解教育を実施した学校数の増加
- ・児童生徒の教育的ニーズ等に応じた適切な交流及び共同学習を実施した学校の増加
- ・校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を構築した学校の増加
- ・学校施設のバリアフリー化や特別支援学級の教室不足の解消率

次期教育振興計画（審議経過報告）に関する意見書

令和5年1月18日
全国公立学校施設整備期成会

令和4年12月12日開催の教育振興基本計画部会において示された審議経過報告（素案）について、公立文教施設整備の施策の充実を目指す当会の立場から、次のとおり意見を提出させていただきます。

<意見>

60 ページ「目標 15 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保」の【基本施策】一つ目「○学校施設の整備」について、2～3行目「教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備を推進するとともに、」のあとに、「**空調設備等による気候変動に対応した教育環境整備、**」という文言を追加していただきたい。

<理由>

文部科学省が実施する公立学校施設の空調（冷房）設備設置状況調査によると、令和4年9月1日現在、公立小中学校の普通教室における空調（冷房）設備設置率は、全国平均で95.7%となっており、空調設備の整備については「概ね完了した」とされているところではある。

しかしながら、比較的寒冷とされていた北海道では、小中学校普通教室の設置率16.5%、高等学校に至っては設置率0.7%と著しく低く、近年の気候変動による猛暑等を受けて、現在、空調設備の早急な整備は最重要課題の一つとなっています。

また、全国的に見ても、普通教室以外の室については、未だ整備状況は十分とは言えず、令和5年度の文部科学省予算案では、体育館への空調設置（新設）に対し補助率が引き上げられるなど、空調設備の整備は依然として学校施設整備の重要施策であることが窺えます。

今後も、気候変動による猛暑・寒波等で従来の整備状況では対応できない地域が出てくることや、ここ数年間で急激に全国に整備された設備が一斉に更新時期を迎えることも想定されます。

空調設備は、教育環境整備の中でも特に児童生徒等の安全・安心に直結するものであり、教育環境の維持、向上のために継続的な財源確保が必要と考えますことから、次期教育振興計画に明記していただき、施策の継続・拡充の根拠とされることを希望します。

GIGA 構想、デジタル化、コロナ禍における自宅での学習等において、ICT を利用した授業改善は必須である。一方で、生徒の健康問題について検討を要することが見受けられる。ここでは、これからの日本の教育の骨子となる内容を検討することではあるが、現場の声として次のことをお伝えする。

1 ICT 活用に関する健康問題

(1) タブレット等の使用時間が拡大される中、視力の低下が著しい状況にある。省エネによる画面の輝度を低くするということもあり、今後の指導を重視する必要がある。

(2) 本来学校は、人と人のかかわりを学ぶ場である。コミュニケーションの取り方をどのように捉えていくのか、保健学習の「心の健康」の学習が今後、これまで以上に重要である。(P29 目標 2 豊かな心の育成に関すること)

2 特別支援教育に関すること

(1) 現在の状況では、配慮が必要な生徒がどの校種にも一定数在籍している。指導者の専門性の向上にあたっては、現場に相談できる専門家の配置は必要である。現状でいつでも相談できる専門家(SC・SSW 等)は週 1 回程度の配置である。今後、生徒数の減少が見込まれるが、児童生徒 1 人 1 人に向き合うためにも、1 クラス当たりの定員の見直し、専門家の常駐が必要と考える。(P42 目標 7 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂に関すること)

(2) 教育相談体制に関しても、上記、特別支援に関すること以外にも、心の健康を害する児童生徒への対応として、SC、SSW 等の専門家の常駐は必須であると考える。(P46 教育相談体制の整備に関すること)

3 学校・家庭・地域の連携・協働の推進に関すること

(1) コミュニティスクールと地域学校協働活動の推進は、学校だけではなく、地域、家庭の教育力の向上に繋がることと考える。その方法は地域の特性を生か

したもので柔軟な対応ができるものとしてほしい。(P50 目標8に関すること)

(2) 部活動の在り方については、学校現場は非常に混乱している昨今である。部活動は勝つための組織ではなく、社会性、協調性、コミュニケーション、同志とつながり等、授業では学ぶことのできない、貴重な経験ができる機会である。労働環境整備は必要なことであるが、これまでの貴重な経験は、地域クラブ活動で獲得することは極めて厳しいと考える。特に地方においては、指導者の問題は深刻であり、結局、先生方がクラブの指導者になることは、十分に予想できる。スポーツ、文化活動を学校として行うことにおおいに意義がある。本計画の中での文言は多くはないが、この項目については個人的に改善ができないかと考える。(P50 部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に関すること)

以上

文部科学省総合教育政策局政策課
振興計画係 御中

全国教育管理職員団体協議会
会長 富嶋 修

中央教育審議会教育振興基本計画部会に係る意見書

中央教育審議会教育振興基本計画部会の「次期教育振興基本計画の策定に向けた審議経過について(素案)」は、非常に有効な案が練られており高く評価するところではありますが、幾つかの点について、下記のとおり意見を申し上げます。

記

I. 我が国の教育をめぐる現状と課題

- p 2-3 (2) 第3期計画期間中の成果と課題の○4番目「教職員定数改善と支援スタッフの充実」の箇所
◆意見⇒教職員定数の改善については加配定数が中心であったように思う。正規教員定数の増加が中心にならなかったことが「教員不足」の一因となっているように思われる。

II. 今後の教育政策に関する基本的な方針

- p 7 (総括的な基本方針)第1項目の3行目「持続可能な社会の創り手の育成」「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」について
◆意見⇒理念・方向性は良いと思われる。課題は、これを現実に実施する際の人的配置や予算付けを確実に行ってもらいたいということであり、教職の魅力再生の正念場であるという認識である。
- p 9 (5つの基本方針)
◆意見⇒①～⑤を実現するために、「誰一人取り残さず、可能性を引き出す」考え方の下で、学校現場の教職員のやる気の醸成を第一にして、過度な負担を強いることがないように願いたい。
- p 16 (共生社会実現に向けた教育の方向性)○3番目 「児童生徒に対する生徒指導は、学習指導と並んで、共生社会実現に向けた資質・能力の育成に重要な意義を有する……」
◆意見⇒学校においては学習指導能力が一番という風潮があるが、問題行動・いじめ・不登校対応等を考慮すると、教員の生徒指導能力の強化は重要であり、学習指導能力に勝るとも劣らない能力としてその評価も重視していくべきだと考える。

III. 留意事項 今後追記予定

IV. 今後5年間の教育政策の目標と基本政策

- p 26 ○幼児教育の質の向上 「また、幼児教育と小学校教育の接続の改善に向け、幼保小の関係者が連携……」
◆意見⇒幼児教育と小学校教育の接続とあるが、中学校も含め、幼児教育と小中学校にすべきではないかと考える。したがって、幼保小の関係者が連携は、幼保小中の関係者が連携となる。
- p 28 学校段階間・学校と社会の接続の推進
◆意見⇒「小中一貫教育」とあるが、「幼保小中一貫教育」の視点が必要ではないかと考える。

- p 31 ○読書活動の充実 …学校図書館の整備充実・多様な子供の読書機会の確保、…
◆意見⇒下線部を挿入し「学校図書館の整備充実・図書の時間をはじめとする多様な子供の読書機会の…」と考える
- p 32 (指導例) 子供の不読率の減少
◆意見⇒「子供の不読率の減少」に関しては週1回の「読書の時間」の確実な実施が必要と考える
- p 33 ○運動部活動改革の推進と身近な地域における子供のスポーツ環境の整備充実
◆意見⇒項目の1行目の「運動部活動の地域連携や地域スポーツクラブ活動への移行……」に際しては「学校教育における部活動の意義を踏まえながら」を前に挿入し「運動部活動の……」とつなげたいと考える。
- p 34 【指標候補】
◆意見⇒「生きた教材」である学校給食を活用した実践的な指導を行い、栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携による食育の充実を図るのであるから、「給食の残菜率の減少」も加える必要があると考える。
- p 39 ○理工系分野をはじめとした人材育成及び女性の活躍推進
◆意見⇒将来の日本の存立を考えるなら教育は国を守る防衛に劣らないものであり、「教育・理工系分野を……」 或いは、「理工系分野及び教育分野を……」等にすべきではないかと考える。
- p 43 ○不登校児童生徒への支援の推進
◆意見⇒この課題は、学校・家庭・公的機関(こども家庭庁等)等が連携して取り組まなければならない「社会の問題」として考える。
- p 55 ○学校における働き方改革の更なる推進の第1項目
◆意見⇒第1項目の2行目に下線部挿入を考える。
「…長時間勤務の教職員も多いことから、仕事の仕分けを徹底し、教師が教師でなければ…」
- p 55 ○教師の資質能力の向上
◆意見⇒第1項目の1行目に下線部挿入を考える。
「……成否を左右する教師について、社会的地位の向上を図るために、養成・採用・研修……」
◆意見⇒第2項目に関して、教職員の能力や業績を適切に評価し、処遇に反映させるにあたっては、所属校の教員集団による授業研究やICT研修等を推進するOJT等の時間の確保が何より必要であると考え。
- p 57 【指標候補】第3項目 「教師の業務負担を軽減するため……」
◆意見⇒より積極的な国の働きかけによる教員業務支援員をはじめとする支援スタッフの充実を求めたい。
- p 58 【基本政策】教育費負担の軽減に向けた経済的支援の第4項目
◆意見⇒理工に農が加わり教育が抜けているのは如何。下線部の語句の挿入を願いたい。
「・給付型奨学金と授業料減免…対象を多子世帯や教育・理工農系の学生の中間層に拡大…」
[又は(理工農教系)]
- p 60 【基本政策】○学校施設の整備
◆意見⇒下線部分を挿入し、遅れているトイレ改修等の学校快適化の整備を含めてほしいと考える。
「……計画的な長寿命化、トイレ等の快適化改修を通じて、教育環境向上……」

以上

次期教育振興基本計画に係る意見

令和5年1月18日
全国知事会

本会ではこれまで、Society5.0時代の到来など、社会の変化が加速度を増し、予測困難な時代となっている中で、一人一人が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、初等中等教育の充実を求めるとともに、地方創生や地域の将来を支える人材及び産業の育成にとって重要な役割を担う高等教育の充実を、国に対して提言してきました。

このたび示された「次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について（報告）（案）」には、総括的な基本方針として、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げ、その実現に向けた基本的な方針と今後5年間の教育政策の目標がまとめられており、初等中等教育及び高等教育をさらに充実させる内容となっていますが、計画の策定に向けて次のとおり意見を提出します。

記

1 学校教育を担う人材の確保と財源の在り方について

子供一人一人の学びを最大限に引き出し、主体的な学びを支援する教職員は、学校教育の基本となるものである。

学習指導要領が求める「主体的・対話的で深い学び」の推進に向けて、少人数によるきめ細かな指導体制や小学校高学年からの教科担任制など、新しい時代の学びを支える指導体制の充実を図る必要がある。また、いじめや不登校の児童生徒への支援、特別な支援が必要な児童生徒や外国人児童生徒等の増加、学校における働き方改革などの課題に対応するためには、教職員定数の一層の改善や外部人材の積極的な活用が求められている。

さらに、成り手の減少などによる教師不足が全国的な問題となっていることから、教師を安定的に確保するための体制を早急に整備していかねばならない。

こうした複雑化・困難化する様々な課題に対応し、地方自治体が見通しを持って、学校教育のさらなる充実に向けた取組を展開できるよう、学校教育を担う人材の確保について、国による具体的な施策と財源の在り方について方向性を明示すること。

2 特色ある教育の実現のための環境整備

子供たちが、変化の激しいこれからの時代を乗り越え、我が国の将来をリードするためには、子供たちが自ら考え、行動し、未来を切り拓いていく力を育む教育が必要である。

そのためには、従来の公平性を重視した画一的な教育ではなく、これからの時代に必要となる傑出した才能を伸ばす教育や、地域のニーズや社会の変化に対応した特色ある学校づくりなど、地方が自ら考え、独自性を発揮できる教育の実現が必要であることから、その実現に向けた施策の方向性を示すこと。

3 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進について

GIGAスクール構想により、1人1台端末を始めとする学校におけるICT教育環境は大きく進展したが、今回、新たに基本的な方針として設けられた「教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進」を実現し、デジタルも活用して問題解決や価値創造ができる人材の育成を目指していくためには、GIGAスクール構想で整備された端末等の維持更新費や通信費への支援、通信回線の増強、情報通信技術支援員やGIGAスクール運営支援センター等の学校をサポートする体制の整備、情報セキュリティ対策などの充実が不可欠であることから、これらの課題に対する国による具体的な支援の方向性を明示すること。

4 遠隔教育の推進について

児童生徒の習熟度に応じた質の高い教育を実現するため、遠隔教育における特例校制度や単位認定などの制度の見直しの方向性を示すこと。

5 部活動の円滑な地域移行について

令和4年8月9日付けで提出した『『文化部活動の地域移行に関する検討会議提言(案)』に係る意見について』の趣旨等を踏まえ、運動部活動を含めた部活動の地域移行に関して、次の意見を踏まえた文言を記載されたい。

- ・ 部活動の地域移行について、地域の実情に応じた実施を尊重すること。
- ・ その際、これまで国の方針に沿って率先して準備を進めてきた団体において、改革に向けた意識や取組が後退することのないよう、国の方針を着実に実行するとともに、十分な予算措置等の支援を行うこと。
- ・ 生徒や保護者、教職員等の関係者に対し、部活動の教育的意義と地域移行との関係性を丁寧に説明するとともに、十分な広報を行うこと。
- ・ 地域部活動の運営主体となる地域の団体等の体制整備や指導者となる人材確保、経済的に困窮する家庭の生徒に対する支援等について、国が責任をもって必要な財源を確保すること。

6 地方を中心とした人材育成に向けた高等教育充実について

第3期教育振興基本計画の策定に向けて提出した意見や全国知事会議の「『イノベーション・commons（共創拠点）』の推進に向けて」、令和4年8月9日付けで提出した「令和5年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」（文教関係）及びデジタル田園都市国家構想実現会議事務局がとりまとめた「学生を中心とした人口の動態に関する資料」を踏まえ、次の意見を踏まえた文言を記載されたい。

- ・ 大学進学時の転入などに起因する東京一極集中の状況とその是正が必要なこ

と。

- ・ 各々の地域の特色に応じた質の高い教育研究を行い、地域産業の振興に貢献するためにも、地方大学の振興が必要なこと。
- ・ 大学等が、地域の課題解決や新たな価値を創出する、地域の多様な主体による共創の拠点（イノベーション・commons）となるような支援が必要なこと。
- ・ 地方を中心として深刻な状況にあるデジタル人材等の不足を解消するため、高等教育機関における人材育成を様々な手法を用いて進める必要があること。
- ・ 大学等における実務家教員の活用促進等、産学官が連携した取組を進める必要があること。
- ・ 大学進学率の地域間格差が約20%と依然として大きいことから、大学進学率の地域間格差について、地理的状況、経済的状況、県内・近隣圏域における就職可能性などの要素を総合的に分析して、地域ごとの課題を把握し、対処していくためのフォローアップの手法を開発するなど、引き続き対処する必要があること。

発 社 第 10 号
令和5年1月18日

文部科学省総合教育政策局政策課 御中

全国市長会社会文教委員会
委員長 本庄市長 吉田 信解
子ども・子育て検討会議
座 長 大東市長 東坂 浩一
(公印省略)

中央教育審議会教育振興基本計画部会に係る意見募集について（回答）

中央教育審議会教育振興基本計画部会において、次期教育振興基本計画の策定に向け、精力的にご審議を進められていることに対し深く敬意を表します。

本会ではこれまで、「令和の日本型学校教育」の構築に向け、教職員の確保や加配、支援員等専門職の確保、安全対策を含めた就学支援、G I G A スクール構想の推進等について、国に提言してきました。

令和4年12月9日付見出しの件につきましては、同計画の方向性は本会としても望むところであり、目標達成に向けて実効性を伴った施策が講じられることを期待しています。

なお、同計画においてさらに盛り込むべき要素、強調すべき点などについて下記の通り意見を申し上げさせていただきますとともに、その他の意見等については、別紙をご確認ください。

記

II. 今後の教育施策に関する基本的な方針

④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

・ （各学校段階における教育 DX の推進）

【意 見】：教育において I C T の活用が「日常化」を図る上で、デジタルに対しての負の側面への理解と共に、デジタルと適切に付き合える行動規範を身に付ける必要があるため「デジタルシティズンシップ」という語句を加えることを検討いただきたい。(20 頁 7 行目)

・ （計画の実効性確保のための基盤整備・対話）

【意 見】：1 人 1 台端末の整備は完了したものの、ランニングコストや端末の更新費用について、地方自治体のみでは対応が困難であるため、同計画において、国としても責任を持って適切な機器保守管理、機器更新に取り組むことを明記していただきたい。(22 頁 13 行目)

以上

頁番号	2 頁
大タイトル	1.我が国の教育をめぐる現状と課題
中タイトル	(1) 教育の普遍的な使命
幾つ目の○か	2 つ目
本文 (見え消し修正)	近時の新型コロナウイルス感染症の拡大やロシアによるウクライナ侵略は、平穏な日常が脅かされ、基本的な価値が揺らぐという事態共通経験をもち、平成18年に改正された教育基本法の前文にある「たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献する」ことの重要性や教育の目標にある生命を尊重することの大切さを再確認する契機となった。
本文 (溶け込み)	近時の新型コロナウイルス感染症の拡大やロシアによるウクライナ侵略は、平穏な日常が脅かされ、基本的な価値が揺らぐという事態をもち、平成18年に改正された教育基本法の前文にある「たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献する」ことの重要性や教育の目標にある生命を尊重することの大切さを再確認する契機となった。
修正理由	新型コロナウイルス感染拡大とウクライナ侵略を同列に扱い、「共通経験」とするのは違和感がある。新型コロナを経験というのはわかるが、ウクライナ侵略を現時点で経験というのはどうか。

頁番号	2 頁
大タイトル	1.我が国の教育をめぐる現状と課題
中タイトル	(1) 教育の普遍的な使命
幾つ目の○か	4 つ目
本文 (見え消し修正)	教育振興基本計画は、「不易」を基本普遍的な使命としつつ、社会や時代の「流行」の中で、我が国の教育という大きな船の羅針盤となるものと言えよう。
本文 (溶け込み)	教育振興基本計画は、「不易」を基本としつつ、社会や時代の「流行」の中で、我が国の教育という大きな船の羅針盤となるものと言えよう。
修正理由	教育振興基本計画の中に普遍的な「不易」の部分があり、時代の「流行」を取り入れつつ変化しているものではないか。「不易」を使命に直結させるのはどうか。

頁番号	3頁
大タイトル	1.我が国の教育をめぐる現状と課題
中タイトル	(2) 第3期計画期間中の成果と課題
幾つ目の○か	8つ目
本文 (見え消し修正)	なお、不登校が家庭の貧困につながるとの懸念も指摘されている。
本文 (溶け込み)	
修正理由	「不登校が家庭の貧困につながる」という概念の指摘があることはわかるが、不登校が必ず貧困につながるような印象を与えるので、削除すべきである。

頁番号	5頁
大タイトル	1.我が国の教育をめぐる現状と課題
中タイトル	(3) 社会の現状や変化への対応
幾つ目の○か	7つ目
本文 (見え消し修正)	社会の多様化が進む中、障害の有無や年齢、文化的・言語的背景、家庭環境などにかかわらず、誰一人取り残されることがなく、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現を目指し、その実現に向けた社会的包摂を推進する必要がある。
本文 (溶け込み)	社会の多様化が進む中、障害の有無や年齢、文化的・言語的背景、家庭環境などにかかわらず、誰一人取り残されることがなく、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現を目指し、その実現に向けた社会的包摂を推進する必要がある。
修正理由	子ども主体としている段落との整合上の修正。

頁番号	7頁から23頁
大タイトル	II 今後の教育政策に関する基本的な方針
中タイトル	
幾つ目の○か	
本文 (見え消し修正)	
本文 (溶け込み)	【意見】 教育基本法第17条に基づく政府が定める計画であり、主たる読み手として国民、政府機関、地方公共団体を想定していると思料するが、ウェルビーイングの記載は各所にあるものの、未来を担う子ども達に対するメッセージをもう少し盛り込んでよいと思われる。
修正理由	

頁番号	8 頁
大タイトル	II. 今後の教育政策に関する基本的な方針
中タイトル	
幾つ目の○か	7 丁目
本文 (見え消し修正)	<p>ウェルビーイングの国際的な比較調査においては、自尊感情や自己効力感が高いことが人生の幸福をもたらすとの考え方が強調されているが、これは獲得的な幸福を重視する欧米的な文化的価値観に基づくものであり、同調査によると日本を含むアジアの文化圏の子供や成人のウェルビーイングは低いとの傾向が報告されることがある。しかし、我が国においては人とのつながりや思いやり、利他性、社会貢献意識などを重視する協調的な幸福感がウェルビーイングにとって重要な意味を有しており、獲得的な幸福と協調的な幸福とのバランスを取り入れた日本発のウェルビーイングの実現を目指すことが求められる。こうした調和と協調 (Balance and Harmony) あるウェルビーイングの考え方は世界的にも取り入れられつつあり、我が国から国際的に発信していくことも重要である。</p>
本文 (溶け込み)	<p>ウェルビーイングの国際的な比較調査においては、自尊感情や自己効力感が高いことが人生の幸福をもたらすとの考え方が強調されているが、これは獲得的な幸福を重視する欧米的な文化的価値観に基づくものであり、同調査によると日本を含むアジアの文化圏の子供や成人のウェルビーイングは低いとの傾向が報告されることがある。しかし、我が国においては人とのつながりや思いやり、社会貢献意識などを重視する協調的な幸福感がウェルビーイングにとって重要な意味を有しており、獲得的な幸福と協調的な幸福とのバランスを取り入れた日本発のウェルビーイングの実現を目指すことが求められる。こうした調和と協調 (Balance and Harmony) あるウェルビーイングの考え方は世界的にも取り入れられつつあり、我が国から国際的に発信していくことも重要である。</p>
修正理由	「利他性」が本来の意味ではなく、自分のために他人を利用する意味に誤解されやすいため削除。

頁番号	8 頁
大タイトル	II. 今後の教育政策に関する基本的な方針
中タイトル	
幾つ目の○か	9 丁目
本文 (見え消し修正)	ウェルビーイングと学力の関係は、ウェルビーイングと学力は対立的に捉えるのではなく、 個人のウェルビーイングを支える要素として学力や学習環境、家庭環境、地域とのつながりなどがあり、それらの環境整備のための施策を講じていくという視点が重要である。
本文 (溶け込み)	ウェルビーイングと学力の関係は、個人のウェルビーイングを支える要素として学力や学習環境、家庭環境、地域とのつながりなどがあり、それらの環境整備のための施策を講じていくという視点が重要である。
修正理由	素案の書き方だと、基本的にウェルビーイングと学力を対立的に捉えているように読み取られる懸念がある。もともと対立的には捉えていないのではないか。

頁番号	9 頁
大タイトル	(5 つの基本的な方針)
中タイトル	①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
幾つ目の○か	1 丁目○
本文 (見え消し修正)	他者と協働しチームで問題解決するといった能力をの生涯にわたっての学びが
本文 (溶け込み)	
修正理由	原案はやや意味が通りにくい。

頁番号	9 頁
大タイトル	Ⅱ. 今後の教育施策に関する基本的な方針
中タイトル	① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成 (社会の持続的な発展に向けて)
幾つ目の○か	1 つ目
本文 (見え消し修正)	AI やロボットによる代替が困難である、新しいものを作り出す創造力や他者と協働しチームで問題解決するといった能力を生涯にわたって 学び ることが今後一層求められる ことが予測され 、こうした変化に教育も対応していく必要がある。
本文 (溶け込み)	AI やロボットによる代替が困難である、新しいものを作り出す創造力や他者と協働しチームで問題解決するといった能力を生涯にわたって 学ぶ ことが今後一層求められる、こうした変化に教育も対応していく必要がある。
修正理由	

頁番号	9 頁
大タイトル	Ⅱ. 今後の教育政策に関する基本的な方針
中タイトル	① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成 (社会の持続的な発展に向けて)
幾つ目の○か	1 つ目
本文 (見え消し修正)	AI やロボットによる代替が困難である、新しいものを作り出す創造力や他者と協働しチームで問題解決するといった能力を生涯にわたって 学び 続ける ことが今後一層求められる とことが予測され 、こうした変化に教育も対応していく必要がある。
本文 (溶け込み)	AI やロボットによる代替が困難である、新しいものを作り出す創造力や他者と協働しチームで問題解決するといった能力を生涯にわたって 学び 続ける ことが今後一層求められると予測され、こうした変化に教育も対応していく必要がある。
修正理由	

頁番号	20 頁
大タイトル	Ⅱ. 今後の教育政策に関する基本的な方針
中タイトル	(各学校段階における教育DX の推進)
幾つ目の○か	2 つ目
本文 (見え消し修正)	これらの取組の推進に当たっては、デジタル社会の正負の側面にも留意しつつ、デジタルリテラシー、 デジタルシティズンシップ やサイバーセキュリティの知識を身に付け、自分で考え行動できる力を育むことも求められる。
本文 (溶け込み)	これらの取組の推進に当たっては、デジタル社会の正負の側面にも留意しつつ、デジタルリテラシー、デジタルシティズンシップやサイバーセキュリティの知識を身に付け、自分で考え行動できる力を育むことも求められる。
修正理由	教育においてICT の活用が「日常化」を図る上で、デジタルに対しての負の側面への理解と共に、デジタルと適切に付き合える行動規範を身に付ける必要があるため。

頁番号	22頁
大タイトル	Ⅱ.今後の教育政策に関する基本的な方針
中タイトル	指導体制・ICT環境等の整備
幾つ目の○か	1つ目
本文 (見え消し修正)	-
本文 (溶け込み)	-
修正理由	勤務から仕事に修正する必要性があるのか

頁番号	22 頁
大タイトル	Ⅱ. 今後の教育政策に関する基本的な方針
中タイトル	⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話 (指導体制・ICT 環境等の整備)
幾つ目の○か	2つ目
本文 (見え消し修正)	加えて、ICT 環境の充実が計画の実効性の確保のために不可欠である。1人1台端末の持続的な活用と、 そのための適切な機器保守管理、端末機器の更新 やネットワーク環境の更なる改善に取り組むとともに、校務のDX、ICT 支援員の配置、GIGA スクール運営に係る体制の強化、教師のICT 活用指導力の向上等、GIGA スクール構想を更に推進していく必要がある。
本文 (溶け込み)	加えて、ICT 環境の充実が計画の実効性の確保のために不可欠である。1人1台端末の持続的な活用と、そのための適切な機器保守管理、端末機器の更新やネットワーク環境の更なる改善に取り組むとともに、校務のDX、ICT 支援員の配置、GIGA スクール運営に係る体制の強化、教師のICT 活用指導力の向上等、GIGA スクール構想を更に推進していく必要がある。
修正理由	1人1台端末の整備は完了したものの、ランニングコストや目前に迫っている端末の更新費用について、地方自治体のみでは対応が困難であるため、次期基本計画において、国としても責任を持って適切な機器保守管理、機器更新に取り組むことを明記していただきたい。

頁番号	23 頁
大タイトル	Ⅱ. 今後の教育政策に関する基本的な方針
中タイトル	(安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、社会教育施設等の整備)
幾つ目の○か	1つ目
本文 (見え消し修正)	小中高等学校から高等教育段階を通じて、 日々の老朽化対策や 長寿命化改修をはじめとした計画的な老朽化対策 や 、防災機能強化を行うとともに、脱炭素化やバリアフリー化、地域との連携・共創拠点等の観点から環境整備を推進する必要がある。
本文 (溶け込み)	小中高等学校から高等教育段階を通じて、日々の老朽化対策や長寿命化改修をはじめとした計画的な老朽化対策、防災機能強化を行うとともに、脱炭素化やバリアフリー化、地域との連携・共創拠点等の観点から環境整備を推進する必要がある。
修正理由	長寿命化工事のみでなく、日々の老朽化対策についても、環境整備において重要であるため。(※6 1 頁下から 1 1 行目の記載も同様)

頁番号	27頁
大タイトル	IV.今後5年間の教育政策の目標と基本施策
中タイトル	【基本施策】キャリア教育・職業教育の充実
幾つ目の○か	-
本文 (見え消し修正)	-
本文 (溶け込み)	-
修正理由	これまでの職業教育からキャリア教育への変遷を鑑みるとこの2つが並列に表記されることは違和感がある。

頁番号	30頁
大タイトル	IV.今後5年間の教育政策の目標と基本施策
中タイトル	目標2 豊かな心の育成
幾つ目の○か	4つ目
本文 (見え消し修正)	-
本文 (溶け込み)	-
修正理由	第三者性→第三者による 表現がわかりにくい

頁番号	30頁
大タイトル	IV. 今後5年間の教育政策の目標と基本施策
中タイトル	○いじめ等への対応、人権教育の推進
幾つ目の○か	1つ目
本文 (見え消し修正)	その際、令和5年4月に設置されるこども家庭庁などの関係省庁と連携・協力しつつ、総合教育会議等を活用した日常的な首長部局と教育委員会との連携促進や、いじめ対応に係る第三者性の向上等に取り組む。
本文 (溶け込み)	その際、令和5年4月に設置されるこども家庭庁などの関係省庁と連携・協力しつつ、総合教育会議等を活用した首長部局と教育委員会との連携促進や、いじめ対応に係る第三者性の向上等に取り組む。
修正理由	総合教育会議については、「総合的な施策の大綱の策定」、「重点的に講ずべき施策に関する協議」、「児童、生徒等の生命または身体に現に被害が生じ、またはまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関する協議」等を想定されており、「日常的な」の表現が馴染まないと考えるため。 (※57頁8行目の記載も同様)

頁番号	30 頁
大タイトル	IV. 今後 5 年間の教育政策の目標と基本施策
中タイトル	○いじめ等への対応、人権教育の推進
幾つ目の○か	2 つ目
本文 (見え消し修正)	問題行動等を起こす児童生徒に対しては、問題行動等の背景を十分にアセスメントした上で、健全な人格の発達に配慮しつつ、 家庭と連携のうえ 必要な指導・支援を行う。
本文 (溶け込み)	問題行動等を起こす児童生徒に対しては、問題行動等の背景を十分にアセスメントした上で、健全な人格の発達に配慮しつつ、家庭と連携のうえ必要な指導・支援を行う。
修正理由	問題行動を起こす児童生徒への対応においては、家庭との連携が大切であるため。

頁番号	40 頁
大タイトル	IV. 今後 5 年間の教育政策の目標と基本施策
中タイトル	目標 6 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成
幾つ目の○か	-
本文 (見え消し修正)	-
本文 (溶け込み)	-
修正理由	主権者教育、消費者教育に加え租税教育を実施していく必要があるのではないか。

頁番号	41 頁
大タイトル	IV今後5年間の教育施策の目標と基本施策
中タイトル	目標6 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成
幾つ目の○か	4つ目の○ 男女共同参画の推進
本文 (見え消し修正)	・児童生徒の発達段階に応じて、 男女の 平等や相互の理解、 男女が 共同して社会に参画することの重要性、各人の生き方、能力、適性を考え、性別にとらわれず主体的に進路を選択することの重要性について指導を推進するとともに、子供たちの最も身近な存在である教職員が固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を払しょくし男女共同参画を推進する意識を醸成する。
本文 (溶け込み)	・児童生徒の発達段階に応じて、平等や相互の理解、共同して社会に参画することの重要性、各人の生き方、能力、適性を考え、性別にとらわれず主体的に進路を選択することの重要性について指導を推進するとともに、子供たちの最も身近な存在である教職員が固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を払しょくし男女共同参画を推進する意識を醸成する。
修正理由	「男女」という表現は、男か女かの二者択一と受け取られる可能性があるため。

頁番号	42 頁
大タイトル	IV今後5年間の教育施策の目標と基本施策
中タイトル	目標6 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成
幾つ目の○か	【指標候補】
本文 (見え消し修正)	・ 学級学校 生活をよりよくするために学級会（学級活動）で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると答える児童生徒の割合の増加
本文 (溶け込み)	・学校生活をよりよくするために学級会（学級活動）で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると答える児童生徒の割合の増加
修正理由	学級会で話し合うのは、学級の課題にとどまらず、学校全体の課題についてを対象とすることが多いため。

頁番号	43頁
大タイトル	IV.今後5年間の教育政策の目標と基本施策
中タイトル	【基本施策】○特別支援教育の推進
幾つ目の○か	1つ目
本文 (見え消し修正)	-
本文 (溶け込み)	-
修正理由	インクルーシブ教育システムについて、どこまでを目標としているのかがわかりにくい。

頁番号	43頁
大タイトル	IV.今後5年間の教育政策の目標と基本施策
中タイトル	【基本施策】○不登校児童生徒へ支援の推進
幾つ目の○か	1つ目
本文 (見え消し修正)	-
本文 (溶け込み)	-
修正理由	つながれる→つながる又はつなげられるではないか

頁番号	45頁
大タイトル	IV.今後5年間の教育政策の目標と基本施策
中タイトル	【基本施策】○夜間中学の設置・充実
幾つ目の○か	-
本文 (見え消し修正)	-
本文 (溶け込み)	-
修正理由	「夜間中学」の表記では学級か学校かの定義が曖昧である。

頁番号	50頁
大タイトル	IV.今後5年間の教育政策の目標と基本施策
中タイトル	【基本施策】家庭教育支援の充実
幾つ目の○か	-
本文 (見え消し修正)	-
本文 (溶け込み)	-
修正理由	公教育における家庭教育への支援をどこまで行っていくべきなのか、内容が乏しい。

頁番号	52 頁
大タイトル	目標1 1 教育DXの推進・デジタル人材の育成
中タイトル	【基本施策】
幾つ目の○か	2つ目の○
本文 (見え消し修正)	学習指導要領において学習の基盤となる資質・能力として
本文 (溶け込み)	
修正理由	原案はやや読みにくい。

頁番号	53 頁
大タイトル	目標1 1 教育DXの推進・デジタル人材の育成
中タイトル	【基本施策】
幾つ目の○か	6つ目の○
本文 (見え消し修正)	全国的な公共的 な 基盤 的 ツールの整備を進めていく。
本文 (溶け込み)	
修正理由	原案は「○○的な○○的な○○的」となり読みにくい。

頁番号	53 頁
大タイトル	IV. 今後 5 年間の教育政策の目標と基本施策
中タイトル	目標 1 1 教育DX の推進・デジタル人材の育成
幾つ目の○か	1 つ目
本文 (見え消し修正)	情報活用能力（情報モラルを含む。）育成のために、ICT の活用事例提供、小学校から高等学校までのプログラミング教育必修化に対応した研修、情報活用能力調査の結果公表など総合的に推進し、教師の指導力向上を図る。また、 情報モラルデジタルシティズンシップ 教育の充実を図るためにコンテンツの拡充や最新の情報提供などの取組を行う。
本文 (溶け込み)	情報活用能力（情報モラルを含む。）育成のために、ICT の活用事例提供、小学校から高等学校までのプログラミング教育必修化に対応した研修、情報活用能力調査の結果公表など総合的に推進し、教師の指導力向上を図る。また、 デジタルシティズンシップ 教育の充実を図るためにコンテンツの拡充や最新の情報提供などの取組を行う。
修正理由	教育においてICT の活用が「日常化」を図る上で、デジタルに対しての倫理感を育てるだけでなく、デジタルと適切に付き合える行動規範を身に付ける必要があるため。

頁番号	55 頁
大タイトル	IV. 今後 5 年間の教育政策の目標と基本施策
中タイトル	○指導体制の整備
幾つ目の○か	1 つ目
本文 (見え消し修正)	多様な子供たち一人一人の状況に応じたきめ細かな指導や専門性の高い教科指導等による教育の質の向上を図るため、令和 3（2021）年の義務標準法改正による小学校35 人学級の計画的整備や小学校高学年における教科担任制の着実な推進をはじめとして、障害のある児童生徒や外国人児童生徒等への指導・ 支援 、いじめや不登校等への対応を含め、学校の指導体制の効果的な強化・充実を図る
本文 (溶け込み)	多様な子供たち一人一人の状況に応じたきめ細かな指導や専門性の高い教科指導等による教育の質の向上を図るため、令和 3（2021）年の義務標準法改正による小学校35 人学級の計画的整備や小学校高学年における教科担任制の着実な推進をはじめとして、障害のある児童生徒や外国人児童生徒等への指導・支援、いじめや不登校等への対応を含め、学校の指導体制の効果的な強化・充実を図る
修正理由	指導のみでなく、支援の観点も必要であると考えため。 ※1 4 頁下から 6 行目の「特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援」及び 4 3 頁 9 行目の「障害の状態等に応じて適切な指導や必要な支援」の記載との統一。